

事務所通信

2007年9月号

No. 27



(芙蓉)

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～



加藤輝守税理士事務所

〒941-0057 新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL 025-552-0678 FAX 025-552-3824

ホームページアドレス <http://www.terumori.jp>

経費とは利益を生み出す手段である

企業の究極の目的は利潤の追求です。

利潤（利益）を増大させるためには、次の三つの方法があります。

1. 売上げの増加
2. 粗利益率（売上総利益率）のアップ
3. 経費の削減

企業は全社を挙げてその三つに取り組んでいます。

経営者はそれらのうち、売上げの増加や粗利益率の改善に最大の力を注ぐべきであると考えています。

経費の削減による利益の増大は即効性があり、簡単なので、すぐにそれらのほうへ目がいきます。「経費」とは売上げを上げるための手段であり、それを使うことが目的ではありません。「経費の削減」とは売上アップや利益率改善に結びつかない経費を削減することであって、売上げを上げるための経費まで削減することではありません。

経費のうち、最大のものは何といても**人件費**です。今まで十人でやっていた仕事を八人で行なえば、二人分の人件費がすぐに利益にのってきます。

しかし、経費とはそんなに単純な足し算、引き算の世界ではありません。人件費をコストとして考えるのではなく、売上げを稼ぐための手段として考えるのです。

十人のうち、二人分の余力が生じたら、「辞めてもらう」という単純な発想ではなく、その彼らを活かして二人分以上の売上げを上げてもらうのが経営であり、経営者であるあなたの責務なのです。

“戦略的経費”の発想を

滋賀ダイハツ販売の後藤昌幸さんは、経費の中に必ず、**未来費用**として教育研修費や広告宣伝費、研究開発費の予算化をすることを勧めています。

これらの経費は、目先のことしか考えない経営者にとってはすぐに削減される経費です。

しかし、これらの経費は将来に必ず売上アップにつながるのです。

「ゼロサム社会」や「パイの限界」というマスコミの言葉に躍らされるのではなく、売上げを上げるための営業構造の構築や次なる製品の開発に全力を挙げて取り組んでください。目先の経費削減ではなく、長期的視野に立って経費の使い方を考えてください。

経費とは売上げを、利益を上げるために使うものであり、言い換えれば売上げを上げるための経費を使わなければ売上げは上がらず、利益も出ないのです。



厚生年金

平成19年9月分から厚生年金保険の保険料率が変わります

平成16年の法制改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで毎年改定されることになっています。今回、平成19年9月分から平成20年8月分の厚生年金保険の保険料率が、

現行 14.642% → 14.996%

と変わりますのでご確認ください。

○ 参考 厚生年金保険の保険料率の段階的引上げ

(単位：%)

| 適用時期 | 一般の被保険者の保険料率 |
|---------------------------|---------------|
| 平成16年10月 ～ 平成17年8月 | 13.934 |
| 平成17年 9月 ～ 平成18年8月 | 14.288 |
| 平成18年 9月 ～ 平成19年8月 | 14.642 |
| 平成19年 9月 ～ 平成20年8月 | 14.996 |
| 平成20年 9月 ～ 平成21年8月 | 15.350 |
| 平成21年 9月 ～ 平成22年8月 | 15.704 |
| 平成22年 9月 ～ 平成23年8月 | 16.058 |
| 平成23年 9月 ～ 平成24年8月 | 16.412 |
| 平成24年 9月 ～ 平成25年8月 | 16.766 |
| 平成25年 9月 ～ 平成26年8月 | 17.120 |
| 平成26年 9月 ～ 平成27年8月 | 17.474 |
| 平成27年 9月 ～ 平成28年8月 | 17.828 |
| 平成28年 9月 ～ 平成29年8月 | 18.182 |
| 平成29年 9月 以後 (固定) | 18.300 |

< 田 中 >

消費税のしくみ

日常生活にもすっかりなじんでいる消費税。あらためてどのような税金なのかをご確認下さい。

●課税取引

消費税の課税対象となるのは、①国内において、②事業者が事業として、③対価を得て行う、④資産の譲渡、資産の貸付けおよび役務の提供とされています。したがって、たとえば、個人間の資産の譲渡などは消費税の課税対象にはなりません。

上述の①～④の要件に当てはまらない取引を不課税取引と呼ばれています。

これに対して、①～④の要件に当てはまっても、課税対象になじまないことや社会政策的配慮の必要性から、消費税が課税されない取引があります。これを非課税取引と呼ばれています。

非課税取引には、土地の譲渡や貸付け、有価証券などの譲渡、預貯金の利子等の金融取引、住宅の家賃、郵便切手や印紙、商品券、プリペイドカードの譲渡などがあります。

●納税義務者

消費税の納税義務者は課税資産の譲渡等を行った事業者ですが、その年(個人)またはその事業年度(法人)の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その事業年度に国内において行った課税資産の譲渡等については納税義務が免除されます。

基準期間とは、個人事業者の場合には、その年の前々年、法人の場合にはその事業年度の前々事業年度となります。なお、その事業年度の基準期間のない新設法人(資本金等が1,000万円以上の法人に限る)については、納税義務は免除されません。

●課税期間と申告・納税

個人事業者の課税期間は、1月1日から12月31日であり、申告・納付期限は翌年3月31日です。法人の課税期間は、その法人の事業年度であり、申告・納付期限は事業年度終了後2ヶ月以内です。

なお、選択により、課税期間を短縮し、事業年度を1ヵ月、3ヵ月または6ヵ月ごとに区分した各期間とすることもできます。

●納付税額の計算

消費税の税率は4%であり、そのほかに1%(消費税額の100分の25)の地方消費税があります。消費税の納付税額は、原則として(課税売上割合が95%以上の場合)、課税期間中の課税標準である「課税売上げにかかる税額」から「課税仕入れにかかる税額」の金額を控除した残額となります。

ただし、課税売上割合(=課税期間の課税売上高÷課税期間の総売上高)が95%未満の場合は、課税売上に対応する課税仕入れの税額だけが控除できます。

また、課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者については、選択により以下のみなし仕入率を課税売上高に乗じた金額を課税仕入れにかかる税額とすることができます。

〈みなし仕入率〉

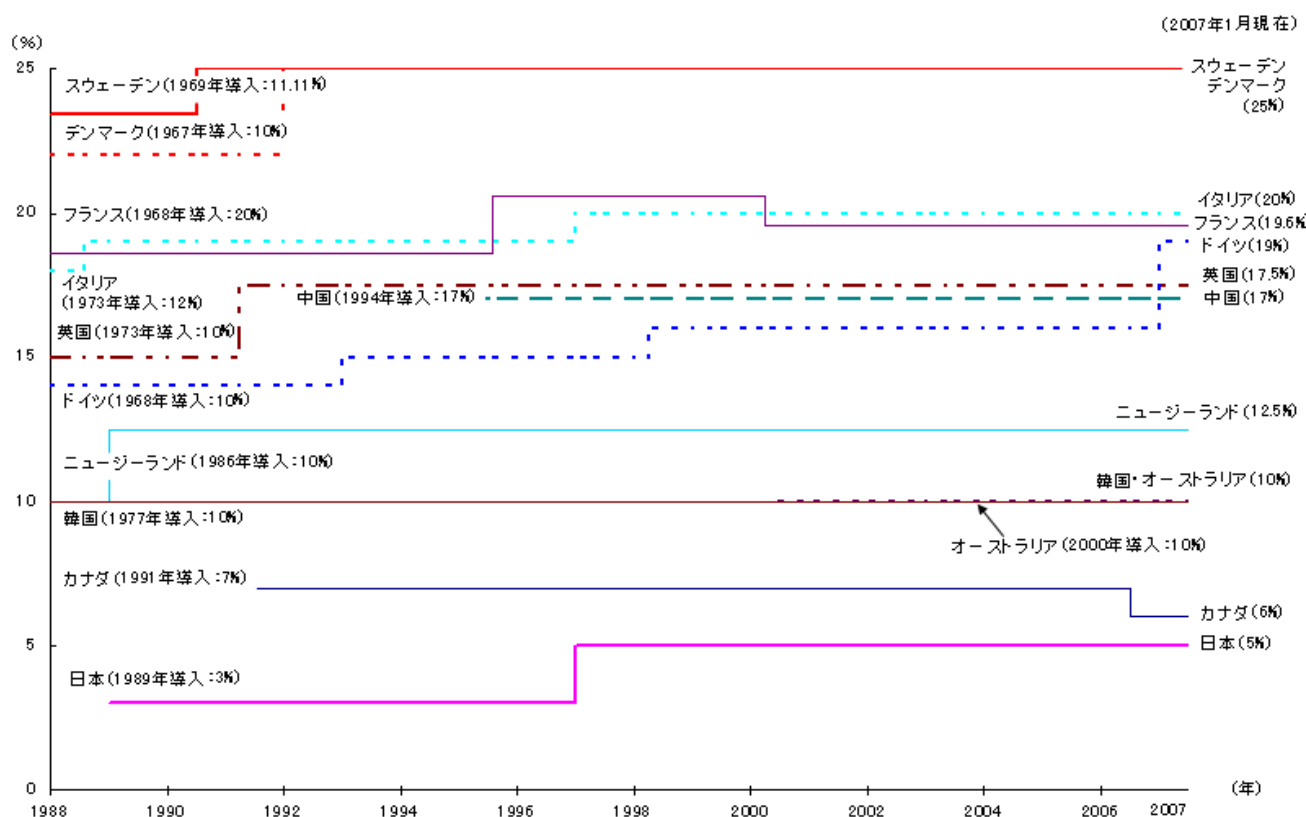
- ・第1種(卸売業)・・・90%
- ・第2種(小売業)・・・80%
- ・第3種(農業、製造業、建設業など)・・・70%
- ・第4種(飲食店業、金融・保険業など)・・・60%
- ・第5種(不動産業、運輸通信業、サービス業)・・・50%



この特例の適用を受けるためには、あらかじめ簡易課税制度選択届出書を所轄税務署長に提出しなければなりません。なお、この制度を選択した場合には、原則として2年間に変更することはできません。

● 諸外国付加価値税率の推移

日本の消費税が諸外国に比べ税率低いのか？諸外国で一番高い税率はスウェーデン、デンマークで25%である。アジア諸国でも中国17.5%、韓国10%代の税率が課せられている状況です。国によっては、取引の内容によっては軽減税率を設けたりされていますが日本の一律5%というのは確かに諸外国と比べれば低いことは間違いのないと思われます。



財務省HP掲載 <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryou/103.htm>

< 堀 田 >

年金時効特例と税金

連日のように取り沙汰されている公的年金の加入・納付記録問題。平成19年7月6日に施行された年金時効特例法により、過去5年を超えた期間に対応する部分についても全て支払われることになりました。

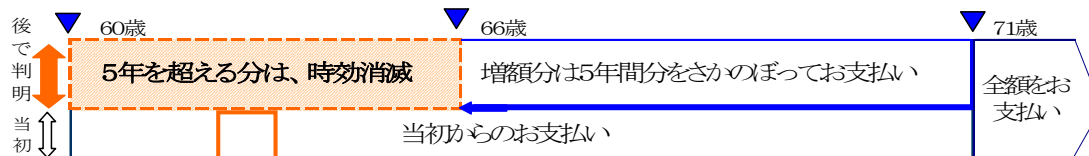
年金記録の訂正による年金の増額分は、時効により消滅した分を含めて、ご本人または、遺族の方へ全額をお支払いします。

今までは

- 年金記録が訂正された結果、年金が増額された場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払していました。

[具体例]

60歳から年金を受給していた方で、71歳で追加すべき年金記録が見つかった場合



これからは

「年金時効特例法」の成立により、この部分も全期間さかのぼってお支払いします。

社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>) 参照

では、過去にさかのぼって支払われることになった年金を受け取った場合、所得税や年金の源泉徴収はどうなるのでしょうか???

- ★ 所得税法上、公的年金は“雑所得”に区分されます。過去にさかのぼって支払われる年金は、実際に年金が支払われた年の所得となる訳ではなく、本来の支給日の属する年分の所得となります。
- ★ しかし、**国税の徴収権は5年で消滅します**ので、本来の支給日が直近5年を超えた期間については課税されないこととなります。
- ★ 逆にいうと、遡及して支払われた年金の本来の支給日が直近5年以内である場合には、本人が受取る場合には、公的年金として源泉徴収が行われるとともに、雑所得として課税されることとなります。
(遺族が受け取る場合は、支給を受けた年の一時所得として課税対象となりますが、源泉徴収の対象とはなりません。)

< 広 川 >

研修予定

| 日時 | 研修内容 | 場所 | 講師 | 参加費 |
|-------------------------------------|--|----------|------|--------|
| 9月21日(金) 午後6時30分 ～ 午後8時30分 | テルモ経営研究会 『笑顔が広がる、ワクワク 楽しい歯科医院』 ヨリタ歯科クリニック | 加藤税理士事務所 | 加藤輝守 | 1,000円 |

会社の広告お手伝いします!!

当事務所ではホームページの作成をお手伝いしています。また、お客様の広告チラシがございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

～ おもしろ雑学 ～

ろうそくを長持ちさせるコツ

ろうそくは使用する前に冷凍庫に入れておくとろうが溶けるのが遅くなり、火がゆっくり燃えるためろうが垂れにくくなる。また使用前に石けんでこすったり、しばらく塩水につけておくのも同様の効果がある。

教育マガジン「ソノカミダ」-おもしろ雑学集より（担当：山崎）





休日カレンダー



9月（長月）September

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|------------|----|----|----|--------------|-------------|
| | | | | | | 1 |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 伊藤・田中 |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 倉又・村井 |
| 16 | 17 敬老の日 | 18 | 19 | 20 | 21 テルモ研究会 | 22 田村・池原 |
| 23 | 24 秋分の日 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 |
| 30 | | | | | | |

- ・ 網掛けの日が当事務所の休日です。
- ・ 土曜日にも元気に営業しています。
(名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。)

9月の税務

9月10日 本年8月分源泉所得税・住民税納付
 10月1日 本年7月決算法人 法人税等・消費税確定申告
 平成20年1月決算法人 法人税等中間申告
 平成20年1月決算法人 消費税中間申告

あしがき

残暑がまだまだ厳しいですが、もう9月です。秋といえば、食欲の秋。芸術の秋。読書の秋。スポーツの秋。…皆様にとっての秋はどの秋でしょうか。
 私はスポーツが好きなのですが、この季節気をつけたいのが水分の取り方です。
 スポーツの時だけでなく、日頃から清涼飲料水を過剰に摂取していると、糖尿病ケトアシドーシスになるという話を耳にしました。ペットボトル症候群とも呼ぶそうです。
 喉が渴いた時に糖分を摂取する→血糖値が高くなる→更に清涼飲料水を摂取してしまふ…という悪循環に陥り、糖尿病の悪化した状態にまでなるそうです。
 スポーツ飲料水も例外ではないとのことなので、運動中はお茶や水、塩分をとるよう
 に心がけ、スポーツを楽しみたいと思います。

小 森